

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	鶴見区内街区表示板 取付状況調査及び取 付作業業務委託	その他	合同会社eS	1,937,580	令和5年11月22日	地方自治法施 行令167条の2 第1項第3号	施策担当部局と協議をおこな ったところ、地方自治法施行令 167条の2第1項第3号に規定 する施設等による役務の提供 が可能であったため	-

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

鶴見区内街区表示板取付状況調査及び取付作業業務委託

## 2. 契約の相手方

合同会社 eS

## 3. 随意契約理由

政令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する(公社)大阪シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等又は同政令に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、本案件(街区表示板取付状況調査及び取付作業業務委託)の履行が可能であると、福祉局及びこども青少年局より提示があった団体について、見積書を徴した結果、最低価格を提示した事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

## 5. 担当部署

窓口サービス課(住民情報)